

答 申

第1 審査会の結論

奈良県警察本部長の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成15年7月8日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県警察本部長の平成14年4月1日より同15年3月31日にいたる交際費に関する以下の資料・支出決裁並びに支出命令に関するもの・同上出納帳・業者の請求書並びに領収証・支出起案書等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成15年8月5日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「事業執行伺 支出負担行為決議書 支出負担行為変更決議書 支出命令書 交際費事前執行伺 精算書（前渡資金常時） 精算額登録書 支出調書 振込金受取書 領収証（領収書） 平成14年度警察本部長交際費現金出納簿 請求書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書のうち、別紙1の開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成15年9月9日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成15年9月19日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

私達県民の常識から見て今回の処分は時代と逆行しており全く理解できない。全面不開示と同様である。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 行政文書の開示について

本来、行政文書は情報開示を原則とすることは論をまたない。したがって、不開示とする場合は、内容と「公益」との比較考量を充分検討して決定すべきである。今回の不開示決定はただ単に機械的に不開示条項にあてはめているだけでありもっとも安易なやり方である。

条例第7条第2号並びに第6号該当性の問題であるが「特定の個人が識別され、権利利益が害される」とは実際的にはどのような事態を指すのか理解に苦しむ。いやしくも県側と公的に交際のある個人若しくは団体が秘匿されねばならぬ理由は何処にあるのか。私達普通の県民にとっては不可解千万である。

(2) 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影について

「慣行として公にすることが予定されていない」としているが、公表してどこに不都合があると言うのか。現実に本人及び家族の生命、財産に危害が及ぶと言うのか、だとすれば交番勤務は勿論地域社会に於ても活動がしづらくなるではないか。一方公表の対象である警部以上の警察官及び相当の職員については全くそのおそれがないと言うのか。慣行の有無によって判断しているのは理解できない。思うに上記の処置は全国の警察本部に於て同一のようであるがこれは警察庁の指示なのか疑念をいだかざるを得ない。

(3) 交際の相手方について

およそ公共団体が行う交際事務は「透明性」、「公平性」を必須とすることはすべて「公金」を使用する上において当然のことである。いやしくも相手の立場のみを斟酌して不開示とすることは私達税金の支払者の信頼を損ねるものではないか。それで交際事務の適正妥当な遂行と言えるのか見解を問うものである。

次に「香典等の支払は相手方にとって私的な出来事である」と述べているが支出者たる実施機関は公的立場で支出しているわけであり、受ける相手方はそれを承知して受けている筈である。あくまで私的と言うならば支出者が自己の負担で私的に行えばよいではないか。

又、理由説明の中の過度とも思える信頼関係や友好関係の損壊を心配する言葉があるが正常な交際相手であれば誰はばかることなく開示してよいではないか。私達県民の信頼度との比重をどのように考えているのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 条例第7条第2号の該当性について

(1) 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影

不開示とした部分には、奈良県警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であ

る。

奈良県警察においては、人事異動時に氏名を公表している警部以上の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については公表する慣行があるが、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員については、職員の氏名を知った者から深夜に自宅に無言電話がかかったりするなど、職員自身あるいは家族の生活にまで影響が及んだ例があることなどから、人事異動時に氏名を公表せず、かつ、奈良県職員録にも掲載しておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは言えない。よって、条例第7条第2号ただし書に該当せず、同号本文に該当するので不開示とした。

(2) 交際相手に関する情報のうち個人が識別できるもの

不開示とした部分には、香典支出に係る故人、喪主の氏名等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

2 条例第7条第6号の該当性について

(1) 交際相手に関する情報のうち個人が識別できるもの

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、不開示情報とすることが定められている。

不開示とした部分には、香典支出に係る故人、喪主の氏名等特定の個人を識別することができる情報が記載されている。

香典等の支出に係る出来事は、交際の相手方にとっては私的な出来事であり、一般に公表、披露されるものであるとは認められない。したがって、相手方の氏名等が公になれば、相手方に不信や不快の感情を抱かせる結果となり、交際事務本来の目的である相手方との信頼関係や友好関係が損なわれることとなる。

また、香典等の支出については、その都度、実施機関が当該相手方との交際密度等を総合的に斟酌し、個別に決定される性格のものである。したがって、当該相手方の氏名等が公になれば、その他の相手方等から不平や不満が生じるなどのおそれが高まることが予想され、交際事務本来の目的である相手方との信頼関係や友好関係が損なわれることとなる。

このため、公にすることにより交際事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する。

(2) 交際相手に関する情報のうち団体が識別できるもの

不開示とした部分には、交際の相手方である団体の名称等が記載されている。

当該団体主催の会合等への参加や祝儀支出の事実は一般に公にされておらず、又は公にすることを予定していないものである。

会合等への参加については、その都度、実施機関が当該団体との交際密度等を総合的に斟酌し、個別に決定される性格のものである。

したがって、相手方の団体名等が公になれば、その他の各種団体等から不平や不満が生じるなどのおそれが高まることが予想され、交際事務本来の目的である相手方との信頼関係や友好関係が損なわれることとなる。以上のことから、当該情報については、条例第7条第6号に該当するので不開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件行政文書に記載された情報のうち、「警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影」及び「交際相手に関する情報のうち個人が識別できるもの」が、条例第7条第2号に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

(1) 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影

ア 条例第7条第2号本文について

事業執行伺、支出負担行為決議書、支出負担行為変更決議書、支出命令書、交際費事前執行伺、精算書（前渡資金常時）及び精算額登録書に記載された警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文前段に該当する情報である。

イ 条例第7条第2号ただし書について

ただし書ウでは、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者（職）がどのように職務を遂行しているか（職務遂行の内容）については、たとえ、特定の公務員が識別される結果となるとしても、個人に関する情報として不開示としないこととしている。

一方、公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報としていない。

ただし、当該公務員の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、ただし書アが適用され、個人情報として不開示とならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名の情報提供等を行っている場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

公安委員会及び警察本部長以外の実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載されており、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから慣行として公にされているとして、職務遂行の内容に係る部分に含まれている場合には、ただし書アに該当するとして開示している。

しかし、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、実施機関の説明にあるように、職務の性質上職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとはいえず、ただし書アに該当しない。また、印影についても、慣行として公にされているとはいえず、ただし書アに該当する情報ではない。

さらに、ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

ウ まとめ

したがって、本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(2) 交際相手に関する情報のうち個人が識別できるもの

ア 条例第7条第2号本文について

本件決定において、交際相手に関する情報のうち個人が識別できるものとして不開示とされた情報は、交際費事前執行伺、支出調書及び平成14年度警察本部長交際費現金出納簿に記載された、香典支出に係る故人及び喪主の氏名並びに祝金支出に係る相手方の氏名及び住所である。これらの情報は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書について

交際相手に関する情報のうち個人が識別できるものが、本号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかであるので、本号ただし書アに該当するかを検討する。

交際の性質、内容等からして、交際内容等が一般に公表、披露が予定されているもの、すなわち、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態で

される交際に関するものについては、本号ただし書アに該当すると考えられる。

しかし、本件決定において不開示とされた、交際相手に関する情報のうち個人が識別できるものの交際の内容は香典及び祝金であり、いずれも不特定の者に知られ得る状態でされる交際ではなく、本号ただし書アに該当しない情報である。

ウ まとめ

したがって、本件決定において不開示とされた交際相手に関する情報のうち個人が識別できるものは、条例第7条第2号に該当すると判断する。

3 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件決定において不開示とした交際相手に関する情報のうち個人が識別できるもの及び団体が識別できるものは、条例第7条第6号に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

(1) 条例第7条第6号前段について

本件決定において不開示とされた交際相手に関する情報のうち個人が識別できるものは、前記2(2)アの情報であり、交際相手に関する情報のうち団体が識別できるものは、交際費事前執行伺、支出調書、振込金受取書、領収書及び平成14年度警察本部長交際費現金出納簿に記載された各種の会への会費・参加費及び祝儀の支出に係る相手方の名称である。

これらの情報は、警察行政の円滑な運営を図るため、慶弔等関係者との対外的な交際事務を行うのに要する経費として実施機関が支出した相手方の情報である。これらの情報は、実施機関の事務又は事業に関する情報であり、条例第7条第6号前段に該当する。

(2) 条例第7条第6号後段について

本来、交際事務は、相手方との間の信頼関係ないし友好関係の維持増進を目的として行われるものである。そして、交際費の支出の要否、内容等は、県警察本部の相手方とのかかわり等を斟酌して個別に決定されるという性質を有するものであることから、相手方の氏名等の公表、披露が当然予定されるような場合は別として、相手方を識別し得るような行政文書の開示によって相手方の氏名等が明らかにされることになれば、不満や不快の念を抱くものが出ることが容易に予想される。そのような事態は、交際の相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損なうおそれがあり、交際それ自体の目的に反し、ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあるというべきである。

さらに、これらの交際費の支出の要否やその内容等は、実施機関が個別、具体的な事例ごとに、裁量によって決定すべきものであるところ、交際の相手方や内容等が逐一開示されることとなった場合には、実施機関においても前記のような事態が生じることを懸念して、必要な交際費の支出を差し控え、あるいはその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ、実施機関の交際事務を適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるといわなければならない。

したがって、交際費に係る行政文書における交際相手に関する情報のうち個人及び団体が識別できるものは、相手方の氏名等が外部に公表、披露されることがもともと予定されているものなど、相手方の氏名等を開示することによって上記のようなおそれがあるとは認められないようなものを除き、条例第7条第6号後段に該当する。

次に、本件決定において不開示とされた、交際相手に関する情報のうち個人及び団体が識別できるものが、その交際費の支出の内容において、外部に公表、披露されることがもともと予定されているものかどうか検討する。

本件決定において不開示とされた、交際相手に関する情報のうち個人及び団体が識別できるものの交際費の支出の内容は香典、祝金・祝儀及び会費・参加費である。これらの内容の開示が当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについては、知事交際費に関する最高裁判決（平成15年10月28日第三小法廷判決）に即して検討する。

ア 香典

香典は、その性質上、相手方とのかかわり等を斟酌して支出の要否や金額等が個別に決定されるものであり、贈呈の事実はともかく、具体的な金額等が不特定の者に知られ得る状態で行われるということは通常考えられない。したがって、香典に関する情報は、条例第7条第6号後段に該当する。

イ 祝金・祝儀

祝金・祝儀は、いずれもその性質上、相手方とのかかわり等を斟酌して支出の要否や金額等が個別に決定されるものであり、贈呈の事実はともかく、具体的な金額等が不特定の者に知られ得る状態で行われるということは通常考えられない。したがって、祝金・祝儀に関する情報は、条例第7条第6号後段に該当する。

ウ 会費・参加費

実施機関等が会員となっている団体の年会費として支出されたものや祝賀会等に出席した際に支出されたものであり、実施機関等がポスト指定として団体等の会員となっている場合やその会合に出席する場合等、実施機関等の団体等への加入や会合等への出席が不特定の者に知られ得るもの以外の会費に係る情報は、条例第7条第6号後段に該当する。

本件決定において不開示とされた会費に関する情報においても、実施機関が会員であることやその会合に出席することは、外部に公表、披露されることがもともと予定されているものではなく、条例第7条第6号後段に該当する。

(3) まとめ

したがって、本件決定において不開示とされた交際の相手に関する情報のうち個人及び団体が識別できるものは、条例第7条第6号後段に該当する。

4 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙2のとおりである。

開示しない部分とその理由

行政文書の名称	開示しない部分(項目)	開示しない理由
事業執行伺 平成14年 4月 1日付 8月 1日付 10月 1日付 平成15年 2月25日付	起案者職氏名印欄の氏名、印影及び決裁欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
支出負担行為決議書 平成14年 4月 1日付 平成15年 2月25日付	決裁欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影及び発議者職氏名欄の氏名、印影	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
支出負担行為変更決議書 平成14年 8月 1日付 10月 1日付 平成15年 2月21日付	決裁欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影及び発議者職氏名欄の氏名、印影	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
支出命令書 平成14年 4月1日付、 5月1日付、 6月3日付、 7月1日付、 8月1日付、 9月3日付、 10月3日付、 11月1日付、 12月3日付、 平成15年 1月7日付、 2月5日付、 2月25日付、 3月3日付	執行機関欄及び起票者欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
交際費事前執行伺 平成14年 4月 8日付 4月23日付 5月 8日付 6月26日付 7月24日付 9月17日付 11月 5日付 平成15年 2月 5日付	起案者欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影 ----- 支出目的欄の支出の個人の相手方が識	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。 ----- 情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当

	別できる情報	理由 特定の個人を識別することができるため、及び実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	支出目的欄の支出の団体の相手方が識別できる情報	情報公開条例第7条第6号に該当理由 実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	別紙資料の氏名欄及び住所欄	情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当理由 特定の個人を識別することができるため、及び実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
精算書（前渡資金常時） 平成14年 5月1日付、6月3日付、 7月1日付、8月1日付、 9月3日付、10月2日付、 11月1日付、12月3日付、 平成15年 1月7日付、2月5日付、 2月24日付、3月3日付、 4月1日付	執行機関欄、起票者欄及び摘要欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
精算額登録書 平成14年 5月1日付、6月3日付、 7月1日付、8月1日付、 9月3日付、10月2日付、 11月1日付、12月3日付、 平成15年 1月7日付、2月5日付、 2月25日付、3月3日付、 4月1日付	確認欄の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影	情報公開条例第7条第2号に該当理由 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
支出調書 平成14年 4月11日付 5月10日付 5月31日付	但し欄の支出の個人の相手方が識別できる情報	情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当理由 特定の個人を識別することができるため、

	<p>7月17日付 7月26日付 11月18日付 11月20日付</p>	<p>但し欄の支出の団体の相手方が識別できる情報</p>	<p>及び実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <hr/> <p>情報公開条例第7条第6号に該当理由 実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>振込金受取書 平成14年 4月26日付</p>	<p>振込先、受取人の各欄及び枠外の振込先の団体の相手方が識別できる情報</p>	<p>情報公開条例第7条第6号に該当理由 実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>領収書 平成14年10月25日付</p>	<p>支払いの団体の相手方が識別できる情報</p>	<p>情報公開条例第7条第6号に該当理由 実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>平成14年度警察本部長交際費現金出納簿</p>	<p>摘要欄の支払いの個人の相手方が識別できる情報</p> <hr/> <p>摘要欄の支払いの団体の相手方が識別できる情報</p>	<p>情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当理由 特定の個人を識別することができるため、及び実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <hr/> <p>情報公開条例第7条第6号に該当理由 実施機関の行う交際事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 9月19日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成15年11月27日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成16年 2月 4日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成16年 6月 2日 (第85回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成16年 7月 7日 (第86回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 9月 1日 (第87回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年10月 5日 (第88回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年11月30日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年11月30日現在)

前委員

(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	平成16年9月30日退任